

國道の今昔 (その二)

平井生

以上の外に大正九年十二月二十五日(告示一二五號)、同

十一年一月(告示二〇號)、同年八月(告示二〇一號)、昭和

二年四月(告示三一一號)、同十三年十二月(告示五二六號)

を以て特に認定せられたる路線は左の二十七線である。

特一號 千葉縣千葉郡津田沼大字大久保ヨリ印旛郡千代田

村大字畔田ニ達スル路線

特二號 神奈川縣足柄下郡ヨリ靜岡縣富士郡加島村ニ達ス

ル路線

特三號 靜岡縣駿東郡富士岡村大字二子ヨリ玉穗村大字瀧

ケ原ニ達スル路線

特四號 愛知縣豊橋市ヨリ渥美郡二川町大字小松原ニ達ス

ル路線

特五號 愛知縣渥美郡高師村ヨリ高豊村大字高塚ニ達スル

路線

特六號 愛知縣渥美郡福江町ヨリ伊良湖岬村ニ達スル路線

特七號 愛知縣渥美郡福江町大字島ヨリ大字中山ニ達スル

路線

特八號 長崎縣上縣郡佐須奈村大字佐護字北里ヨリ同字安

保ニ達スル路線

特九號 長崎縣下縣郡雞知村大字鶏知字樽ケ濱陰ヨリ同字

口樽ケ濱ニ達スル路線

特十號 長崎縣下縣郡雞村ヨリ竹敷村ニ至ル路線

特十一號 長崎縣下縣郡巖原村ヨリ豆酸村ニ達スル路線

特十二號 山口縣豊浦郡黒井村ヨリ豊西村ニ達スル路線

特十三號 和歌山縣海草郡加太町大字加太ヨリ大字深山ニ

達スル路線

特十四號 鹿兒島縣大島郡西方村大字久慈ヨリ大字西古見

ニ達スル路線

特十五號 鹿兒島縣大島郡西方村ヨリ東方村ニ達スル路線

特十六號 鹿兒島縣大島郡實久村ヨリ鎮西村ニ達スル路線

特十七號 佐賀縣藤津郡西嬉野大字下宿ヨリ長崎縣東彼杵

郡千綿村ニ達スル路線

特十八號 廣島縣廣島市荒神町ヨリ宇品町ニ達スル路線

特十九號 東京府小笠原島父島大村ヨリ扇村ニ達スル路線

特二十號 京都府加佐郡志樂村ヨリ東大浦村ニ達スル路線

特二十一號 神奈川縣三浦郡南下浦村大字菊名ヨリ大字金

田ニ達スル路線

特二十二號 大分縣北海部郡佐賀關町大字關字西町ヨリ高

福水ニ達スル路線

特二十三號 神奈川縣三浦郡田浦町大字浦郷字前田千二百

三十三、千二百三十四番地合併地先ヨリ三千二百七十九

番地々先ニ達スル路線

特二十四號 廣島縣吳市阿賀町字小倉新開ヨリ賀茂郡廣村

字八郎ニ達ルル路線

特二十五號 長崎縣東彼杵郡日宇村福石免ヨリ先邊免ニ達

スル路線

特二十六號 千葉縣東葛飾郡葛飾村ヨリ塚田村ニ達スル路

線

特二十七號 靜岡縣駿東郡原里村板妻四百八十五番地々先

ヨリ同郡須山村百六十五ノ一番地先ニ達スル路線

徳川時代の五街道

明治維新後の路線は其の基礎を徳川時代の街道に置き取捨
按配したるものである、當時五街道其他主要の路線は次の通
である。

1. 東海道

東海道は京都江戸の二大都を連絡する第一等であつ
て、江戸日本橋より起り品川を経て小田原沼津府中(靜

岡) 掛川、濱松、吉田(豊橋) 岡崎の諸城市を通過し宮(熱田)より海路桑名に出て(七里渡) 龜山より水口を經て草津に於て東山道と合し膳所、大津を經て京都に入る、其距離は百二十四里八町と公稱せらる、其間に五十三宿(五十三次と稱す)を置いた、此街道は西國諸大名參觀の爲め蝟集する所にして道幅廣く三間から五間に至る、宮、桑名間の複道に佐屋廻り四宿(岩塚、神守、萬塚、佐屋)がある、海路杜塞する時には此複道を利用した。五十三宿とは、品川、川崎、神奈川、程ヶ谷、戸塚、藤澤、平塚、大磯、小田原、箱根、三島、沼津原、吉原、蒲原、由井、興津、江尻、府中、鞠子、岡部、藤枝、嶋田、金谷、日坂、掛川、袋井、見附、濱松、舞坂、荒井、白須賀、二夕河、吉田、御油、赤坂、藤川、岡崎、池鯉鮒、鳴海、宮、桑名、四日市、石薬師、庄野、龜山、關、坂の下、土山、水口、石部、草津、大津。

2. 中山道

中山道は一に木曾路とも云ふ江戸日本橋から板橋を經

て高崎、安中の諸城市、下諏訪、鹽尻諸驛を通過し木曾峽谷を經て岐阜の南加納の城下に出て關原より柏原、鳥居、木本等の諸驛を通過し草津に至つて東海道と合し京都に入る行程百三十七里十一町と稱せらる、此街道には六十九宿が設けられた、即ち板橋、蕨、浦和、大宮、上ヶ尾、桶川、鴻の巣、熊ヶ谷、深谷、本庄、新町、倉賀野、高崎、板鼻、安中、松井田、坂本、輕井澤、沓懸、追分、小田井、岩村田、鹽なだ、八幡、望月、蘆田、長窪、和田、下諏訪、鹽尻、洗馬、本山、贅川、奈良井、蕨原、宮の越、福島、上ヶ松、須原、野尻、みとの、妻籠、馬籠、落合、中津川、大井、大久手、細久手、御嶽、伏見、太田、鵜沼、加納、河渡、御江寺、赤坂、垂井、關ヶ原、今須、柏原、醒ヶ井、番場、鳥本、高宮、越知川、武佐、守山、草津、大津。

3. 奥州街道

奥州街道は日本橋より千住に出て越ヶ谷、粕壁等の諸驛を經て古河、宇都宮、喜連川、太田原、白河、二本松、

福島、白石の諸城市を通過し岩沼を経て仙臺に至る其行程九十一里仙より更らに北行して一ノ關、盛岡の城下を過ぎ野邊地より青森に達す日本橋より凡そ六十九宿と稱せらる、此宿々は千住、草加、越ヶ谷、粕壁、杉戸、幸

手、栗橋、中田、古河、野木、間々田、小山、新田、小金井、石橋、雀の宮、宇都宮、白澤、氏家、喜連川、佐久山、太田原、鍋掛、越堀、芦野、白坂、白川、禰ご、小田川、大田川、踏瀨、大わく、新田、矢吹、くるし、笠石、須賀川、四出の山、おはらた、郡山、福原、ひわだ、高倉、本宮、杉田、一本松、二本松、八丁目、宮若、禰ご町、福島、瀨の上、桑折、藤田、貝田、越川、齋川、白石、葛田、金ヶ瀬、大河原、舟迫、槻木、岩沼、倍田、中田、長町、國分町、仙臺（これより南部津輕道となる）。

4. 日光街道

日光街道は奥州街道の宇都宮宿に於て分岐し野澤、徳次郎、大澤、今市、鉢石の諸宿を経て日光山に達する路線である、尤も此街道は本街道の外に壬生通と稱し本道

今市より板橋、文挾、鹿沼、奈佐原、壬生、飯塚を通過する路線と御成道と稱し日本橋から壬子、岩淵、川口、鳩ヶ谷、岩槻を通過し幸手、栗橋間に於て本道に合する路線である。

5. 甲州街道

甲州街道は日本橋から内藤新宿、八王子を経て小佛、笹子兩峠の險を通過し甲府に至るもので、二十四宿ありと稱せらる、更らに甲府から葦崎、臺ヶ原、教來石、蔦木、金澤、上諏訪を経て下諏訪に至り中山道に合す、此街道の宿驛は内藤新宿、國領、上石原、府中、日野、横山、駒木野、小佛、小原、與瀨、吉野、關野、上野原、鶴川、野田尻、犬目、下鳥澤、上鳥澤、猿橋、駒場、大月、上下花咲、下初狩、中初狩、白野、阿彌陀海道、黒野田、駒飼、鶴瀨、勝沼、栗原、石和、甲府、

以上五街道は江戸を中心とせるものであるが此外に幾多の官道がある、其の重なるものは

北國道

東海道鳥居本宿に於て分岐し長濱、柳ヶ瀬より北陸道に入り鯖江、福井、大聖寺、金澤の諸城市を過ぎ越中に入り富山の南方を通過して越後の糸魚川、高田、稚谷の城下を經、出雲崎から新潟に出て海岸に沿ふて鼠ヶ關より出羽の國に入り酒田より本庄城市を經て久保田(秋田)を過ぎ能代から海岸に沿ふて三吹を經て青森に至る、北國路と東山道とを連絡するものに東山道追分(沓掛、小田井の中間にて碓氷峠の西方)より小諸、上田、善光寺を經て高田に出づる路線がある。

伊勢路

伊勢路は一に參宮街道と稱す、東海道追分(四日市、石薬師の中間)より分岐し神戸、津の兩城市を過ぎ内外兩宮に至るものである又巡禮街道がある、即ち山田の北方から西に分れ田丸を經て新宮、本宮、田邊等紀伊の海岸に沿ふて和歌山城下に入り岸和田、堺を經て大阪に出づる路線である。

西國路

中國街道とも稱す、京都より山崎、池田、住丹の諸宿を經て西の宮、兵庫の諸港から明石、姫路、岡山、三原、廣島、徳山、府中(長門)の諸城市をすぎ下ノ關に至るものである、此街道は東海道に比して發達せざりしは海路の便利なるに由り大部は之れに由りしが爲である。

長崎路

小倉に起點を置き、黒崎、原田、田代の諸驛を過ぎ佐賀大村の二城市を經て長崎に至るものである、又田代で分岐し久留米熊本の城下を過ぎ佐敷より三太郎峠の險を越へ鹿兒島に至る路線を鹿兒島路と稱す。

水戸街道

此街道は日本橋より松戸、取手の諸宿、牛久、土浦、府中(石岡)六戸、笠間の諸城市を過ぎ水戸に至るものである、更らに水戸から海岸路を經て奥州に入り、湯長谷(ユナガヤ)、岩城平、中村の諸城市を過ぎ奥州街道岩沼宿に合するものがある、此は奥州濱街道と稱する路線である(未完)。